2　提供申出者が行う業務が法第八十九条の二の三第二項の規定により匿名障害福祉等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（匿名障害福祉等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第六十八条の三の九　法第八十九条の二の三第二項の主務省令で定めるものは、連結対象情報とする。（新設）

（法第八十九条の二の六の主務省令で定める措置）

第六十八条の三の十　法第八十九条の二の六の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。（新設）

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名障害福祉等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名障害福祉等関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名障害福祉等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第六十八条の三の七第一号に該当する者

(2)　暴力団員等

(3)　匿名障害福祉等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名障害福祉等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。